NO.1

介護支援専門員実務研修
見学実習受入事業所説明会資料
～見学実習について～

新潟県 福祉保健部 高齢福祉保健課

～事前研修の内容～

1．実習見直しのねらい
2．実習の内容
3．実習受入事業所として実施すること

参考：【NO.1-2】見学実習Q＆A

※　実務研修は、平成28年度にカリキュラムの大幅な見直しが行われました。本資料では、カリキュラム見直しの主旨と実習の内容について説明するとともに、実習受入事業所が実習生の受入れに当たり実施いただく事項について解説します。

1．実習見直しのねらい

◎平成28年度から介護支援専門員の研修カリキュラムが改正され、実務研修修了者の水準を底上げするために、実践能力の強化に重点が置かれた内容に変更。

● 実務研修の一部である実習について、これまで行っていたものに加えて**「ケアマネジメントプロセスの見学実習」が追加。**

➡実習生は、今まで行っていた居宅の利用者についての一連の書類の作成実習を行い、更にプラスして追加された見学実習も行う。

● 実習については、実務に入る前に**できるだけ多くの要介護者の生活を知る**ことが必要。

➡前期研修で展開されるケアマネジメントプロセスの学習を踏まえてケアプランの作成までの一連のプロセスを実体験する。

1．実習見直しのねらい

- 見学実習を通じて、**実践に当たっての留意点や今後の学習課題を認識する**場とする。
- 業務を見学することで、介護支援専門員の**職業倫理や業務に対する姿勢を学ぶ。**

＜実務研修受講者が行う実習の種類＞

【従来からの実習】

①居宅の利用者についての
一連の書類の作成実習

＋

【追加された実習】

②居宅介護支援事業所における
ケアマネジメントプロセスの
見学実習

「新カリキュラム」における実習見直しのねらい

前期の講義内容を踏まえて

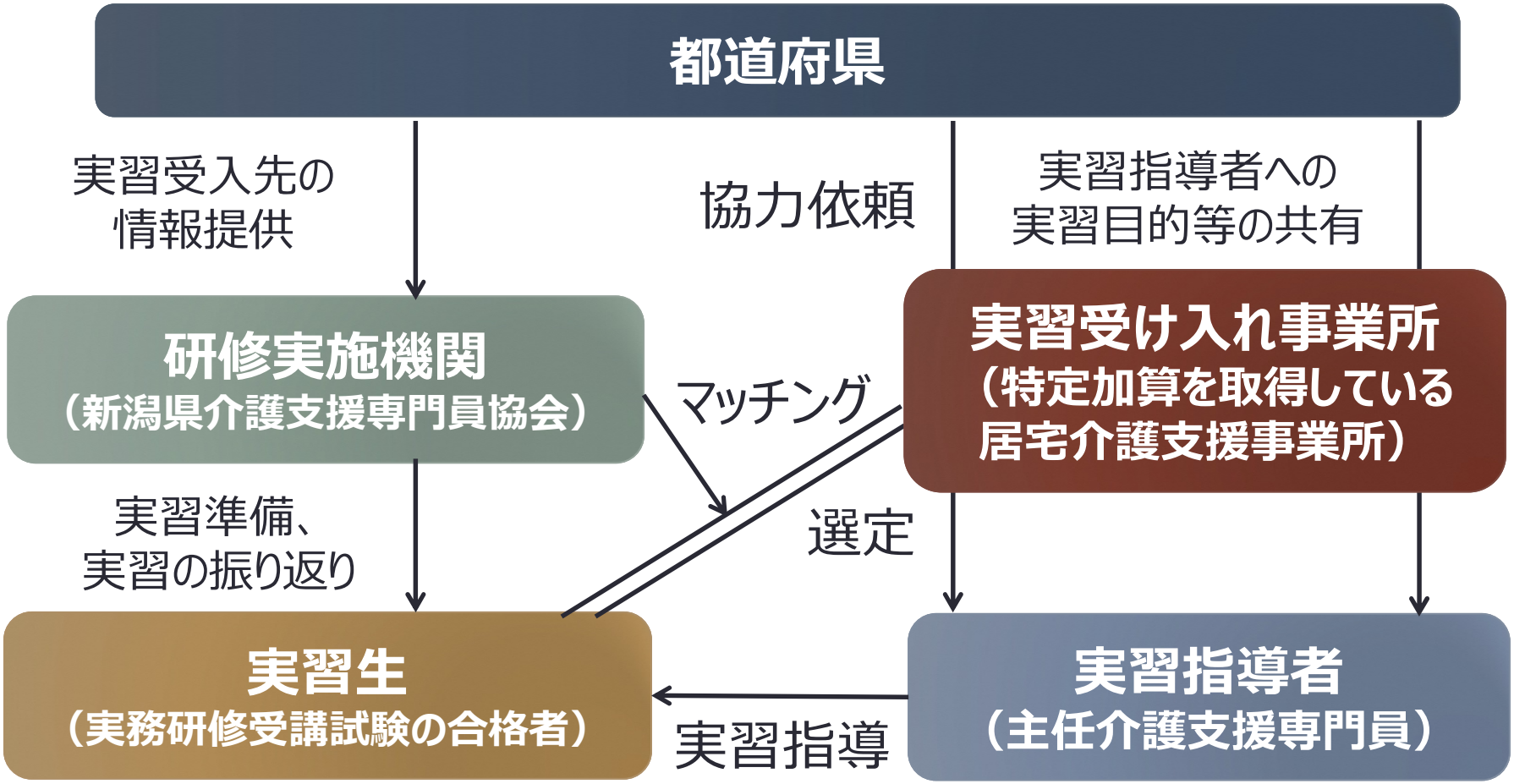
一つの事例についてしっかりと取り組んでケアプランを作成する

高齢者の様々な生活を知る

複数の利用者の生活の様子を知ることにより、複数の事例についてケアマネジメントプロセスを経験する

実習の実施における関係機関の主な役割

関係機関の主な役割のイメージは以下のとおり。



2．実習の内容

【目的】

実習現場でのケアマネジメントプロセスの経験を通じて、実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を認識する。

【概要】

・ 実習に当たっては、利用者への居宅訪問を行い、**①アセスメントの実施、②居宅サービス計画の作成、③サービス担当者会議の準備・同席、④モニタリングの実施、⑤給付管理業務の方法など一連のケアマネジメントプロセス**の実習を行う。

・ 介護支援専門員が行う一連のマネジメントプロセスの中で、それぞれの場面（インテーク場面・アセスメント場面・プランニング場面・サービス担当者会議場面・モニタリング場面・給付管理場面）において、**主任介護支援専門員と同席・見学等を行う実習。**可能な限り一連のプロセス項目の準備場面から見学実施する。
（3日程度で、連続しての実習でなくてもよい。）

介護支援専門員実務研修ガイドラインより抜粋

2．実習の内容

【令和7年度からの変更点】

アセスメント実施にあたり、事業所・利用者・実習生それぞれの不安や負担を軽減することを目的として、**「事業所が見学実習に同行訪問する」**こととしました。

【変更にあたっての経緯等】

・　令和6年度実施における「実習生ならびに実習受け入れ事業所アンケート」の結果、**事業所からは実習生が単独で利用者宅を訪問することへの心配や、利用者の安心感、実習生の不安感に関する意見が寄せられた。**

・　この結果を踏まえ、令和7年度のアセスメント実施にあたり、**事業所・利用者・実習生それぞれの不安や負担を軽減することを目的として、「事業所が見学実習に同行訪問する」こととした。**

実習における留意点

実習先としては、特定事業所加算を取得している事業所のような指導体制が整っている事業所で行うことが適切であり、主任介護支援専門員が配置されている事業所に協力してもらうことが適当である。

実習に当たっては、一つの事例だけではなく、**複数の事例**について**ケアマネジメントプロセスを経験することが効果的**であり、**アセスメントからモニタリングまでの一連のケアマネジメントプロセス（同行等による利用者の居宅訪問、サービス担当者会議開催のための準備や当該会議への同席も含む）を経験することが適当**である。なお、実習期間中にサービス担当者会議が開催される機会がなく、会議に同席できなかった場合には、実習先の指導者によって、サービス担当者会議の準備や会議当日の議事進行の方法等を説明することにより理解を促すこと。

実習においては、**事前に実習に係る対象者等の同意を得る**とともに、特に対象者の安全の確保や知り得た秘密の厳守について万全を期すよう実習生に周知徹底すること。

介護支援専門員実務研修実施要綱より抜粋

3．実習受入事業所として実施すること

【実習受け入れ機関が行うことの全体像】

準備	実習受け入れ事業所としての協力
	実習指導者の選定、指導者向け研修等への参加
実施	オリエンテーション、訪問へ向けた実習準備
	実習の実施（同行訪問を通じた指導、記録の作成支援等）
フォロー	実習後の振り返り、実習生へのフィードバック
	実習の実施全体の振り返り

① 準備

準備

実習受け入れ事業所としての協力

- 特定事業所加算取得事業所

実習指導者の選定、指導者向け研修等への参加①

- 実習指導者の選定
- 実習指導者の業務量の調整

➡実習期間中、実習生への説明や同行訪問を行うため、業務量がある程度増えることが想定される。また場合によっては、実習指導者以外の介護支援専門員の方に同行訪問を行っていただくことも考えられるため、一部の方だけに負担がかかることがないよう、事業所全体で実習生の受入れをしていただく必要あり。

① 準備

準備

実習指導者の選定、指導者向け研修等への参加②

- 実習対象事例の選定 **【要注意】**
  ＜ケアマネジメントプロセスの流れを経験＞
  → 新規利用者、ケアプラン変更となった者、継続利用者も可
  ＜利用者の生活の多様性の理解＞
  →「一人暮らし事例」「認知症事例」「ターミナルケアの事例」「入退院／入退所事例」「インフォーマルサービスによる支援を活用している事例」等
  ◎ ただし、様々な事例を見ていただくという趣旨記載したものであり、すべてを事例として選定する必要なし。

- 実習対象事例の利用者等の事前同意、サービス担当者会議での合意

➡利用者ご本人やご家族の同意があって実習が提供できるため、同意されない場合は見学不可。見学実習できない事例は、その事例に対応する際の留意する点について、口頭やマニュアル等で説明。

実習スケジュールの組み立て方（留意事項）

※詳細については、資料NO.2「実習指導の実際」で説明。

- 必ずしも３日間連続で実施しなくても良い。
- 実習にかける時間の合計を、３日程度相当を目安とすること。
- 見学実習３日間のうち１日を、「アセスメント同行」「事業所に戻り不足事項の補充」「ケアプラン作成」に充てることを想定。

  ➡アセスメント訪問を見学実習の初日で実施することで、ケアプラン作成に係る情報等を押さえていただくことが目的。
- 見学実習で実習生が学ぶ項目は、アセスメント、プランニング、サービス担当者会議、モニタリング、給付管理の一連のケアマネジメントプロセスであるため、地域ケア会議や事例検討会等の業務、研修会への参加については、見学実習の内容に想定していない。

  ※ ただし、全ての実習項目を実施した上で、余裕があれば一概に妨げるものではない。

実習の準備（実習生が行う事前準備）

①前期課程で学んだ内容の振り返り、実習における課題設定

→ **実務研修（前期）で実習目標を記入**

※ 実習指導者は当該目標を確認し、指導の参考とする。

②実習に参加する上での心構え・基本的振る舞い、訪問時のマナーや個人情報の取り扱いなどの確認

→ **実習オリエンテーションで説明**



【指導者側の留意事項】

・実習開始前に、実習生が実習受入事業所に電話連絡をするため、実習期間中の服装や必要な持ち物（上履き等）については、その際に伝達。

・実習期間中、マナー等が悪く実習継続に不安がある場合は事務局に要相談。また、その場で実習生のマナーについて指導いただく場合もあり。

② 実施

実施

オリエンテーション、訪問へ向けた実習準備

- 事業所のケアマネジメントの全体像の説明
- 訪問対象者への接し方の留意点、マナーの説明
- 訪問対象者の情報共有
- 訪問目的、実習を通じて学ぶべき課題の整理

実習の実施（同行訪問を通じた指導、記録の作成支援等）

- 訪問や会議の参加前に、対象者（利用者）の情報を確認するよう指導
- 実習記録の作成
- 訪問、会議の現場で対象者への接し方や職業倫理に基づく姿勢について説明

③ フォロー

フォロー

実習後の振り返り、実習生へのフィードバック

- 見学実習様式4（見学実習記録用紙兼報告書）の作成。
- 実習を通じて感じたことや気付いたこと、理解が深まったこと等を振り返るとともに、設定している学習課題に対して、どのような成果があったかを評価する。
  ➡研修の目的をふまえ、話を聞きながら、実習生の学びや感じたことを振り返ることを想定。
- 実習生が記載する報告書には、指導者の記載欄あり。受講者が今後、学ぶべきことを具体化できるよう支援。
  → 見学実習様式4（見学実習記録用紙兼報告書）に記載
  → 実務研修（後期）でフォロー

※原則は当日中に記録した上で実習生に返却。ただし、緊急的な用務等で時間がない場合は、次の実習日に返却可。

※最終日は、その日の内に返却できるよう、振り返りの時間について、充分な時間を設ける必要あり。

③ フォロー

フォロー

実習の実施全体の振り返り

- 管理者と実習指導者での振り返り（訪問対象者とのトラブルの有無、実習指導者の業務量等）。
- 県、研修実施機関への課題報告。

特定事業所加算の算定要件

◎実習を受け入れていただく事業所は、**特定事業所加算を算定**している事業所

【加算の主旨】

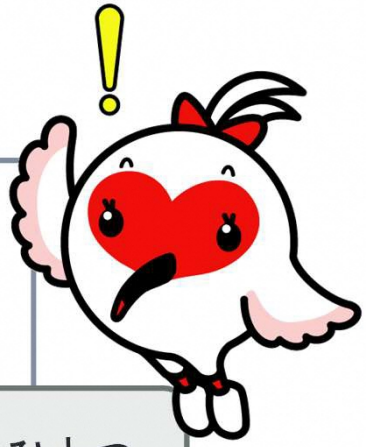
中重度者や支援困難ケースへの積極的対応、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施する事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的

実務研修の質を高め、地域全体のケアマネジメントの水準を底上げする、**特定事業所加算取得事業所の地域への貢献**を期待

事業所として取り組む

- 実習指導者が個人で受け入れるのではない
- 事業所全体で実習環境を整える

特定事業所加算の算定要件



『(11)実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に**協力又は協力体制を確保**していること』

⑪(11)関係

『協力及び協力体制とは、現に研修における**実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていること**をいう。そのため、当該指定居宅介護支援事業所は、**研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにすること。**』

【「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和6年4月18日老高発0418第1号）】

受入実績

□ 特定事業所加算の算定要件

→ 受入体制を整えることは、特定事業所加算の算定要件であるため、新潟県では令和6年度から書面の作成を省略している

□ 主任介護支援専門員更新研修の受講要件

→ 主任介護支援専門員が実習指導者になった場合に該当となる

承諾書等は作成しないため、
提示を求められた際は県に確認を。

【参考】新潟県介護支援専門員実務研修見学実習実施要領

令和８年度　新潟県介護支援専門員実務研修見学実習実施要領

１　目的

介護支援専門員資質向上事業実施要綱に基づく介護支援専門員実務研修（以下「本研修」という。）において、その受講者に実習現場でのケアマネジメントプロセスの経験を通じて、実践にあたっての留意点や今後の学習課題を認識させることを目的とし、「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」（以下「見学実習」という。）を実施する。

２　本研修の実施主体

本研修は、厚生労働省通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について」に定める「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」に基づき、本研修実施機関として新潟県の指定を受けた一般社団法人新潟県介護支援専門員協会（以下「協会」という。）が実施する。

３　見学実習対象者

介護支援専門員実務研修受講試験の合格者で実務研修受講者（以下「実習生」という。）とする。

４　見学実習協力事業者の準備等

見学実習における指導内容については、協会が開催する実習指導者事前研修に基づいたものとし、受入れ準備をしたうえで行うこと。

５　見学実習先の決定（実習の受け入れ）

(1)　協会は、実習生の受入れに当たり、依頼書（様式１）に実習生の氏名及び連絡先を明記し、特定事業所加算を算定している指定居宅介護支援事業所（以下「見学実習受入事業所」という。）へ依頼する。
(2)　見学実習受入事業所は、協会からの依頼書（様式１）により実習生の受け入れを行う。
(3)　実習生の見学実習先の決定は協会が行う。

６　見学実習に関する同意書

見学実習受入事業所は、同行訪問を受け入れる利用者の同意（様式２）を得ること。
実習生は、見学実習受入事業所に対し実習同意書（様式３）の提出をし、見学実習を行うに当たっての注意事項等に同意の上、見学実習を行うこと。

７　実習生への指導

実習生への指導は、原則として見学実習受入事業所の主任介護支援専門員が行うこと。

８　見学実習内容

ケアマネジメントプロセスの見学実習で学ぶ内容は、アセスメントの実施、居宅サービス計画書の作成、サービス担当者会議の準備・同席、モニタリングの実施、給付管理業務の方法とし、見学実習記録用紙の作成を行い、見学実習の振り返りを行う。

９　見学実習の期間

前期研修終了後の令和９年１月22日（金）から令和９年２月19日（金）までの間の３日間程度とする。

１０　見学実習報告書の提出

実習生は、見学実習終了後、令和９年２月24日（水）までに見学実習報告書（様式４）を協会事務局へ提出すること。

１１　見学実習の報告及び評価

見学実習受入事業所は、実施した見学実習内容について、見学実習終了後、令和９年２月26日（金）までに実習報告書（様式５）及び評価記録用紙（様式６）を協会事務局に提出すること。

１２　見学実習受入事業所受入証明

協会は、前記１１の書類を確認後、見学実習受入事業所に対し、受入証明書（様式７）を交付する。

１３　損害賠償

(1)　実習中において、実習生の過失等により、見学実習受入事業所、実習協力者等に損害を与えた場合は、実習生若しくは協会がその損害賠償の責任を負うものとし、その責任の範囲は、協会が加入する損害賠償責任保険によるものとする。
(2)　実習生は、実習期間中における事故及び災害等に備え、損害賠償責任保険に加入するものとし、加入手続き及び保険料の支払いは協会が行う。

１４　秘密保持の義務

実習生は、実習期間中に知り得た情報について、その期間中はもとより、実習終了後においても、個人情報保護法並びに介護保険法の趣旨に則り、知り得た情報を漏らさないよう留意すること。

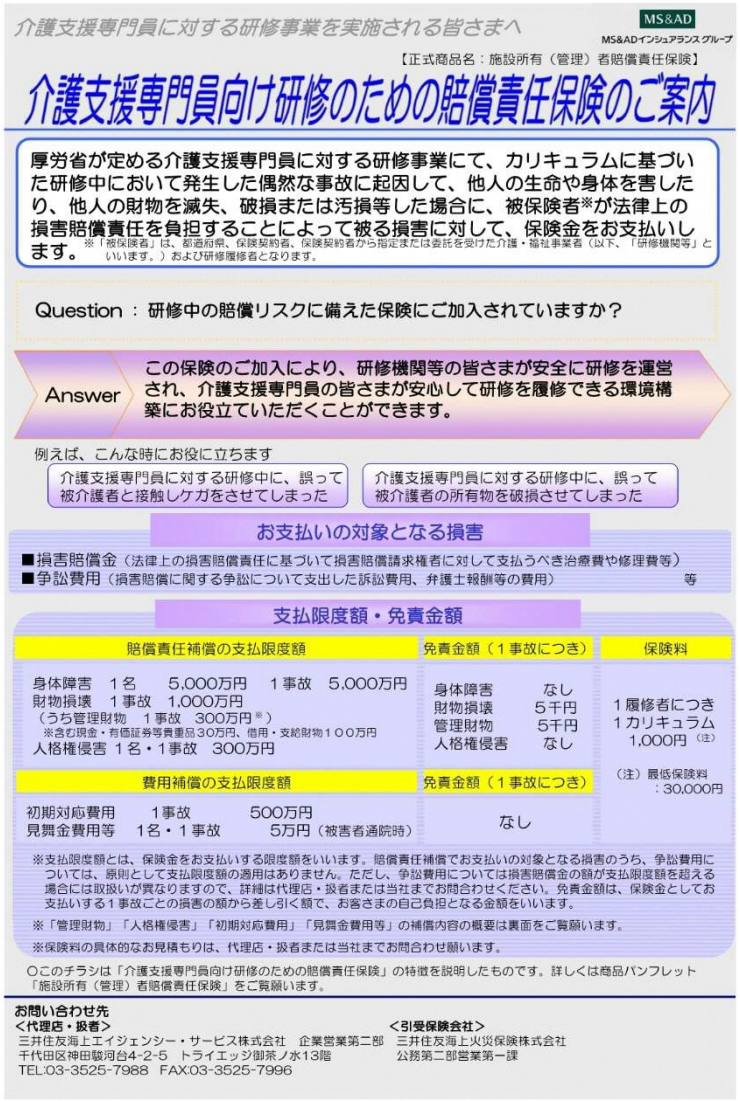
１５　見学実習における個人情報の取扱いについて

協会が把握した個人情報については、一般社団法人新潟県介護支援専門員協会　個人情報管理規程に基づき取り扱うこととする。
また、見学実習受入事業所は、実習生の個人情報取扱いについては十分留意すること。

１６　そ　の　他

実習に当たり、本要領に定めのない事項については、協会、実習生及び見学実習受入事業所は相互に協議の上決定する。

【参考】介護支援専門員向け研修のための損害賠償保険について



介護支援専門員に対する研修事業を実施される皆さまへ

MS&AD
MS&ADインシュアランス グループ

【正式商品名：施設所有（管理）者賠償責任保険】

介護支援専門員向け研修のための賠償責任保険のご案内

厚労省が定める介護支援専門員に対する研修事業にて、カリキュラムに基づいた研修中において発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損等した場合に、被保険者※が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※「被保険者」は、都道府県、保険契約者、保険契約者から指定または委託を受けた介護・福祉事業者（以下、「研修機関等」といいます。）および研修履修者となります。

Question ： 研修中の賠償リスクに備えた保険にご加入されていますか？

Answer　この保険のご加入により、研修機関等の皆さまが安全に研修を運営され、介護支援専門員の皆さまが安心して研修を履修できる環境構築にお役立ていただくことができます。

例えば、こんな時にお役に立ちます

- 介護支援専門員に対する研修中に、誤って被介護者と接触しケガをさせてしまった
- 介護支援専門員に対する研修中に、誤って被介護者の所有物を破損させてしまった

お支払いの対象となる損害

■損害賠償金（法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等）
■争訟費用（損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用）　等

支払限度額・免責金額

賠償責任補償の支払限度額	免責金額（１事故につき）	保険料
身体障害　１名　5,000万円　１事故　5,000万円 財物損壊　１事故　1,000万円 （うち管理財物　１事故　300万円※） ※含む現金・有価証券等貴重品30万円、借用・支給財物１００万円 人格権侵害 １名・１事故　300万円	身体障害　なし 財物損壊　5千円 管理財物　5千円 人格権侵害　なし	１履修者につき １カリキュラム 1,000円（注）
費用補償の支払限度額	**免責金額（１事故につき）**	（注）最低保険料 ：30,000円
初期対応費用　１事故　500万円 見舞金費用等　１名・１事故　5万円（被害者通院時）	なし	

※支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。賠償責任補償でお支払いの対象となる損害のうち、争訟費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。免責金額は、保険金としてお支払いする１事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

※「管理財物」「人格権侵害」「初期対応費用」「見舞金費用等」の補償内容の概要は裏面をご覧願います。

※保険料の具体的なお見積もりは、代理店・扱者または当社までお問合わせ願います。

○このチラシは「介護支援専門員向け研修のための賠償責任保険」の特徴を説明したものです。詳しくは商品パンフレット「施設所有（管理）者賠償責任保険」をご覧願います。

お問い合わせ先
＜代理店・扱者＞
三井住友海上エイジェンシー・サービス株式会社　企業営業第二部
千代田区神田駿河台4-2-5　トライエッジ御茶ノ水13階
TEL:03-3525-7988　FAX:03-3525-7996

＜引受保険会社＞
三井住友海上火災保険株式会社
公務第二部営業第一課



管理財物損壊補償

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合）

被保険者が管理する財物（補償管理財物）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）によって、その財物について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

○被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した補償管理財物の盗取に起因する損害
○被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有しまたは私用に供する補償管理財物の損壊に起因する損害
○補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害　等

人格権侵害補償

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合）

被保険者が「不当な身体の拘束による自由の侵害・名誉毀(き)損」「口頭、文書等によるプライバシー侵害」等の不当行為による他人の人格権侵害に起因して、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

○被保険者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害賠償責任
○直接であると間接であるとを問わず被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任　等

初期対応費用補償

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合）

事故発生の初期段階において被保険者が緊急的対応のために行う、事故現場の保存・担当者の事故現場への派遣等に要した当社が承認する初期対応費用を、保険金としてお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

施設所有（管理）者賠償責任保険で規定する保険金をお支払いしない主な場合と同様となります。

被害者治療費等（見舞金費用等）補償

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合）

他人の身体に障害を与え、その身体障害を被った者がその身体障害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に、通院・入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合において、被保険者が治療費等を当社の同意を得て負担した場合に、その金額を治療費等保険金としてお支払いします。

【支払限度額】
■１回の事故につき被害者１名あたり　：　被害者死亡時・重度後遺障害時 50万円　／　被害者入院時 10万円
／　被害者通院時 5万円
■１事故・期間中　：　1,000万円

保険金をお支払いしない主な場合

○治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の故意
○保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
○被害者の心神喪失　等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。
また、ご不明な点については、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

B25-901047　　承認年月：2025年10月

４．見学実習の感想



【令和７年度受講生（実習生）】



・他の受講生の事例やケアプランに触れることができ、参考になった。
・他者の考え方やアプローチを知り、自分にはなかった多角的な視点を学ぶことができた。
・他の受講生の発表やケアプランとの比較を通じて、自分に不足している点を把握できた。
・実習を経ての改善点を整理し、今後の課題や改善策、目標を再確認できた。
・作成した居宅サービス計画書を他者に評価してもらうことで、新たな気づきを得て、次の計画作成に活かせると理解できた。
・講師や実習指導者からの助言が参考になり、自分の実習先以外の指導者の意見からも学ぶことができた。
・グループ内で活発な意見交換ができ、実習の経験や課題を共有できた。
・他の受講生の実習報告や課題、不安を聞くことが参考になり、実習の大変さを互いに共有できた。
・他の受講生の取組から刺激を受け、今後も自己研鑽を続ける必要性を感じた。
・実習を振り返ることが復習の機会となり、学んだ内容を再確認できた。

【令和７年度受講生（実習生）】



・ケアマネジメントのプロセスに沿って、自分の実践を客観的に検証することの重要性を理解できた。
・実習や振り返りを通じて、専門職として重要なポイントや、居宅サービス計画書の作成に必要な視点を学べた。
・発表を通じて、適切なケアプランや社会資源調査票の作成について学ぶことができた。
・サービスを受けるだけでなく、利用者自身も取り組める支援を考えることが大切だと学んだ。

・発表時間が短く、実習報告の内容を整理し、分かりやすく時間内に伝えることが難しかった。
・グループワークや意見交換の時間が不足しており、他の受講生の事例やケアプランをもっと聞きたかった。グループの人数によっても時間が短く感じられた。
・発表後の評価に充てる時間が短く、もう少し余裕を持って評価を行いたかった。
・グループ内での話し合いだけでなく、講師から個別に評価を受けたかった。
・グループワークで出された意見をまとめることが大変だった。